

兵庫県公報

令和7年3月11日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

人事委員会告示

○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	1
---------------------------	---

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月11日

兵庫県人事委員会
委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会告示第1号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 警察本部の項から警察学校の項までを次のように改める。

警察本部	主事	副主任	主任 副主任	係長	課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 上席係長	次席 副参事 主幹	課長 場長 参事	参事官		
神戸市警察部	主事	副主任	主任 副主任	係長	上席係長					
方面本部	主事	副主任	主任 副主任	係長	上席係長					
サイバー セキュリティ・捜 査高度化 センター	主事	副主任	主任 副主任	係長	課長補佐 上席係長	主幹				
警察署	主事	副主任	主任 副主任	係長	課長 上席係長	副参事 主幹				
警察学校	主事	副主任	主任 副主任	係長	校長補佐 上席係長	副校長 主幹	参事			

別表第2 警察本部刑事部科学捜査研究所の項4級の欄中「主幹」を「副参事」に改める。

附 則

この告示は、令和7年3月27日から施行する。